

つたら一年間待機という、このようなことを改めていただきたい。いかがですか。

○政府参考人（北村彰君） お答え申し上げます。

児童扶養手当の支給要件であります一年以上児童が父に遺棄されている状態に該当するという場合には、父母がまだ離婚をしていなくても児童扶養手当の支給対象としていただいております。

DV被害者が、ただ単に父親からのメール、手紙があったということのみをもって一年間支給を認めないというふうな取扱いは国としては示しておりません。仮に、家を出た場合、後に、父からメール、手紙などがあつた場合であっても、その内容によって遺棄に該当するかどうかを判断するという取扱いはしているところでございます。

また、遺棄に当たるかどうかの判断につきましては、自治体における認定事務の参考として一般的なケースを想定した判断基準を示しております。すけれども、これは、単に機械的に適用するのではなくて、事実関係を総合的に勘案して判断していただく取扱いとしていただいております。

○福島みずほ君 遺棄状態についてのフローチャート、事実婚の規定など、一九八〇年に作られたものです。その後の人権状況の進展、特に子どもの権利条約、DV防止法等に違反しているおそれもあると考えますので、再検討を是非していただきたいということを強く申し上げます。

是非、この法案がきちっと成立をし、父子家庭についても児童扶養手当が支給されるよう強く望み、質問を終わります。

○委員長（辻泰弘君） 他に御発言もないようです。本法律案は予算を伴うものでありますので、国会法第五十七条の三の規定により、内閣から本法律案に対する意見を聴取いたします。舛添厚生労働大臣。

○国務大臣（舛添要一君） 参議院議員島田智哉子君外八名提出の児童扶養手当法の一部を改正する法律案につきましては、政府としては反対であります。

○委員長（辻泰弘君） これより討論に入ります。別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

児童扶養手当法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（辻泰弘君） 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○委員長（辻泰弘君） 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

午後一時に再開することとし、休憩いたします。  
午前十一時三十九分休憩

午後一時開会

○委員長（辻泰弘君） ただいまから厚生労働委員会を再開いたします。

生活保護法の一部を改正する法律案を議題といたします。

この際、委員長から申し上げます。

現在、自由民主党及び公明党所属委員の出席が得られておりません。

委員長より出席を求めますので、そのまましばらくお待ちください。

速記を止めてください。

〔速記中止〕

○委員長（辻泰弘君） 速記を始めてください。

自由民主党及び公明党所属委員に対し出席を求めましたが、現在まで出席が得られておりません。

委員長といたしましては、理事会の協議に基づき、議事を進めることといたします。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○蓮舫君 民主党・新緑風会の蓮舫です。

今から生活保護の母子加算を復活させる法案の

審議をさせていただきませんが、午前中に引き続き、自民党、公明党の委員が出席をされていない、審議に参加しない。本当にこの国で育っていく子供たちのことをどのように考えているのか、非常に残念です。

さて、今にして思えば、四年前の小泉元総理が掲げた骨太の方針というのは一体何だったんだろうか。二千二百億の社会保障費の削減を続けてきて、今何が残ったのか。介護も医療も現場からは悲鳴が聞こえる。中でも、今年廃止をされた生活保護の母子加算、この結果、十八万人のお母さん、十万人のお母さん、残されたのは生活苦、精神的な苦しさと私は思っております。

法案提出者、発議者に伺います。この法律を提出した理由をお聞かせください。

○中村哲治君 今、子供の貧困が社会問題となっております。貧困に直面した子供は、子供のうちに教養を身に付け、体を鍛え、将来に備えなければ貧困は再生産されてしまいます。母子家庭の貧困率は六六%、生活保護受給世帯の中でも、母子家庭、父子家庭といった一人親世帯は特別な需要がある。

母子加算はマイナスを埋める制度として機能してまいりました。しかし、政府が母子加算を廃止をした、そのことよって悲痛な叫びが私たち聞かされております。育ち盛りのお子さんの食費や

衣服費を切り詰めないといけない、修学旅行に行けなかった、高校をあきらめざるを得なかった、だから何とかしたい。

私たちは、この数年来、これは法案で解決できないのかと模索をしてみました。しかし、生活保護基準が厚生労働省の告示によって決められてしまう。なかなか規定ぶりを編み出すことができませんでした。長い時間掛かって、山井和則衆議院議員が衆議院の法制局と詰めることによってこの問題は解決してまいりました。やっと法案化することができました。

今日この場所に与党の議員の皆さんがいらつしやらないのが非常に残念です。政府・与党がつくった政策の転換、これによってこれだけ多くの人が苦しい思いをしている。私たちは何とかしてこの法律を提案させていただき、審議させていただいて、成立させていただきたいと、そういうふうを考えております。

○蓮舫君 そもそも、厚労省はなぜ母子加算を廃止したんですか。

○政府参考人(阿曾沼慎司君) お答えを申し上げます。

生活保護の母子加算でございますが、昭和二十四年に生活保護の生活扶助基準自体が低かった時代に、まず母子家庭の生活費の上乗せとして支給するものでございました。その後、生活保護の基

準は引上げを重ねてきましたが、平成十六年に母子世帯の生活費について検証を行いました。その結果、母子加算を含む支給総額が一般の母子世帯の平均的な消費水準を上回っていることから、専門委員会において、一律、機械的な給付を見直し、世帯の自立に向けた給付に転換するというふうに向向性が示されました。

それを受けまして、厚生労働省としては、この方向性に沿って母子加算を五年掛けて段階的に縮減、廃止するとともに、母子家庭が抱える多様な課題に適切にこたえられるように、教育支援あるいは就労支援といった給付の転換を行ったところでございます。

○蓮舫君 ○四年十二月の生活保護制度の在り方に関する専門委員会の報告書で、母子加算は給付の見直しを提言されたと厚労省は説明しているんですが、委員会のメンバーであった静岡大学の布川教授にお伺いをしますと、廃止という提言はしていない、検討を続けるべきだという結論だと。委員の考えが間違っているんですか。

○政府参考人(阿曾沼慎司君) 専門委員会におきましては自由闊達、活発な意見交換が行われました。これは厚生労働省のホームページにも議事録をちゃんとアップしておりますし、それから資料も提出をいたしております。

その最終的な報告書では、現行の母子加算は妥

当とは言えないとした上で、母子加算については一律、機械的な給付を見直し、世帯の自立に向けた給付に転換するという見直しの方向性について意見が集約されたというふうに考えております。

○蓮舫君 専門委員会の委員が検討を続けるべきだという結論を出したものを厚労省が廃止すると政策判断をして決定したんです。

専門委員会では、一般の母子世帯と生活保護を受けている母子世帯の消費水準の比較の検討をされた。この検討で使われたデータは何ですか。

○政府参考人(阿曾沼慎司君) 総務省の平成十一年の全国消費実態調査のデータを特別集計したものでございます。

○蓮舫君 平成十一年のデータですよ。今から十年前のデータを使って五年前に専門委員会の報告を受けて、今年、母子加算を廃止。この十年間の経済の変化とか雇用状況の悪化、母子世帯のみならず一人親をめぐる環境が大きく変わっているにもかかわらず、平成十一年の調査結果が比較の基礎となっていること、これ、発議者はどのように思いますか。

○川合孝典君 お答え申し上げます。

御指摘のありました調査の件につきましては、この母子加算を加えた保護基準は一般母子家庭の平均的な消費水準と比較して高いというふうなことを言われておりますが、実はその分析の対象と

なった世帯が子供二人世帯で五十七サンプル、それから子供一人世帯ではわずか三十二サンプルということ、実態を反映しているとは言えないというふうに私も考えております。

さらに、政府は、先日、この特別集計自体が統計的に有意なものであるかどうか確認できないという答弁書を閣議決定しておりますし、またさきの、二月二十四日の衆議院予算委員会においても我が党の川内博史議員の質疑に対して、基のデータとなった全国消費実態調査を行っている総務省統計局長が、この統計調査の結果は必ず、特に標本調査ですと標本誤差がございますので、その大きさを勘案する必要があります、この趣旨の答弁をしておられます。

すなわち、今回問題となっているようなこの特別集計のように、標準誤差率の計算や評価をしていないこの統計は有意さが確保できないということになるわけでございます。

○蓮舫君 母子世帯は七十五万世帯います。今回、生活保護の母子加算を廃止したサンプル数は、三十二とか五十七世帯。

実は、第十七回の専門委員会において、岩田委員長から、この集計数が少ないため不安定な数字が出ていて、安定した集計数、母子世帯を本当に代表するような形で出ていない、危惧するといった発言もあるんですね。世帯人数の調整を行えば

かなり高いと言われていたところが、これ消費です、下がるという指摘もされている。その上で、委員会としては明確な結論というよりは変更の可能性を示し、その後は基準の委員会で詰めてもらうとまとめている。

この委員長の指摘はどのように反映されたんですか。

○政府参考人(阿曾沼慎司君) ちょっとその前に、山井議員の質問主意書において、ちょっとだけお答えをいたしますが。

○委員長(辻泰弘君) 簡潔にお願いします。

○政府参考人(阿曾沼慎司君) はい。これは、現存する資料においては御指摘の数値が統計的に有意なものとは確認できないということを申し上げたので、それは現時点ではできないということをお申し上げたことになると。

それから、今後半の御指摘でございますが、確かに岩田委員長からそういう御発言ございましたけれども、最終的には、専門委員会での議論がございまして、起草委員会でまた最終的な文案を練りまして、最終的に報告書案がまとまった。

その報告書の中では、サンプル数が少ないという指摘もございましたが、最終的には現行の母子加算は妥当とは言えない、それから、一律、機械的な給付を見直して、世帯の自立に向けた給付に

転換をするということで、母子加算見直しの必要性なり、その見直しの方向性というのが明記されておると私どもは認識しております。

○蓮舫君 いや、この調査に関して、結果に関して、山井衆議院議員の質問主意書への答弁で資料の数値については何て答えていますか。

○政府参考人(阿曾沼慎司君) 質問主意書におきましては、このサンプル数で有意な結果は出るのかという御質問書であったと思いますが、それに関して、現存する資料によっては御指摘の数値が統計的に有意なものであるかどうかは確認できませんというふうに答弁をいたしました。

○蓮舫君 有意なものであるか確認できないということは、厚生省としてこの調査が有意かどうか分らない。この調査をもって、一般母子世帯と生活保護の母子加算を受けている母子世帯の消費支出が違いがあると言い切れないんじゃないですか。

○政府参考人(阿曾沼慎司君) ちょっと専門的な話になりますけれども、統計学上の精度は十分かどうかという議論をいたしますと、その場合には標準誤差を評価しないと、普通、標準誤差率と書いておりますけど、それを評価しませんと、そのサンプルが母集団を反映しているかということが必ずしもはっきりしないわけでございますけれども、今の時点でその調査票が、私ども、廃棄さ

れておりますので標本のばらつきを求めることができないということから現時点では確認はできないということを申し上げたわけでございます。

○蓮舫君 現時点で確認できなくても、これは、じゃ総務省にお伺いしますが、調査の有意性、統計の有意性って何をもって担保されますか。

○政府参考人(川崎茂君) 統計の結果から有意であるか否かということを判断するためには、通常、標準誤差又は標準誤差率というものを算出するというのが一般的でございます。この標準誤差あるいは標準誤差率を算出するためには、標本のばらつきの尺度であります分散というものを求めるのが必要となります。

○蓮舫君 いや、統計の有意性を確保する標準誤差率の計算を行っていない、当時の資料がないから調査が有意なものか確認できない。これ、有意じゃなかったら、生活保護の母子世帯、母子加算を廃止されて今苦しんでいる母子家庭の人たちは仕方がないということですか。

○政府参考人(阿曾沼慎司君) 専門委員会に、当時の議論でございますが、当時、標準誤差率の計算とかあるいは仮説の検定を行ったかどうかというの、現存資料、現存する資料からは確認できませんでしたが、全国消費実態調査といえますのは、家計消費に関する最大の調査、最も詳細かつ最大規模の調査でございます。そしてまた、母

子家庭全体のサンプル数は約五百でございますので、私どもとしては当時としても全体としての精度面に問題はなかったんではないかと考えております。

○蓮舫君 いや、これ調査結果を見ると、不思議な数字もあるんですね。母子世帯で母と子供一人の世帯よりも子供二人の世帯の方が消費支出額が小さいんですよ。一般的に子供の数が多ければ食費とか学費あるいは被服費など支出は高まるんですが、これ逆のデータ結果が出ている。

これ、どんな分析を行ったんでしょうか。たしか民間会社に分析調査を委託しておりますが、成果物残っていますか。

○政府参考人(阿曾沼慎司君) 整理をいたしますと、まず総理府の方に全国消費実態調査という詳細な調査がございます。それを、目的外使用でございましてけれども、特別集計をいたしました。特別集計をするときに、民間の会社を集計の委託をいたしました。そして、集計委託をして、その成果物をもって、その成果物を集約したものを審議会に提出していると、そういうことでございます。

それで、委託をいたしました民間の事業者でございましてけれども、私ども確認いたしましたところ、その集計結果については残っていないというふう聞いております。

○蓮舫君 民間会社にも集計結果が残っていない、厚労省にも集計結果が残っていない。でも、分析を行った、分析の結果を見て明らかにおかしいなと思うものがあるけれども、この分析結果は正しいから、だから母子加算を廃止してもいいんだと厚労省は言うんですが、何をもってその主張が正しいと担保されるんですか。

○政府参考人(阿曾沼慎司君) 専門委員会での議論は、当時、標準誤差率の計算とか仮説検定はやったかどうか分かりませんが、全国の消費実態調査というのは極めて詳細な調査でございます。全国的に実施する唯一の調査でございますし、母子家庭のサンプルも五百ということがございます。五百というサンプルはそれなりに全体の精度を獲得するんじゃないかという御判断もあつたんだと思います。

したがって、最終的には、専門委員会である御議論があつたけれども、報告書はあいう形でまとまったというふうに私もは理解しております。

○蓮舫君 いや、報告書をまとめた専門委員会の委員が廃止を提言していないんです。その上で、厚労省は、そのときの調査分析結果、成果物も何もありません、民間会社にもありません、でも母子加算の廃止はこれは適切だったとお考えなんですか。

○政府参考人(阿曾沼慎司君) 先ほど来申し上げているように、審議会に提出した資料がございます。要するに、その集計結果を一部集約した形でちゃんと提出しております、それは今でもホームページで御覧いただけと思いますが、その結果を見て専門委員会で御議論されて、いろんな意見があつたと思えますけれども、最終的には報告書がまとまったと。報告書は、先ほど来申し上げておりますように、見直しをすべきだという方向が書いてあると。見直しをすべきです。

○蓮舫君 発議者に伺いますが、この厚労省の姿勢といいますか、資料も何にもない、でも分析は正しかった、専門家委員会も廃止だと言っていた。なぜか結果ありきで、途中経過はどうでもいいというような答弁に私には聞こえるんですが、いかがでしょうか。

○川合孝典君 お答え申し上げます。委員御指摘のデータの安定性の欠如ということについては、当時から専門委員会の委員の皆さんからも発言があつたということは議事録を確認したら記載されております。ちなみに、この委員長、専門委員会の委員長はこの委員会の中で、平成十一年度の全国消費実態調査を基に議論してきましたが、もう全国消費実態調査の新しい調査の時期になつていくわけですから、その結果が出た時点で十分検証していただくという結論にするのが妥

当であろうということ平成十六年の段階でおっしゃっているという、こういう事実がございます。○蓮舫君 大臣、やり取り聞いていて、どうお考えか。

つまり、私たちは疑いたくはないんですけども、二千二百億の社会保障費削減という大目標、これをクリアしなければいけないから、何かを削らなければいけない。そのときに、専門家委員会が廃止と提言はしていないけれども見直すという、そこだけを取り出して、じゃ廃止をさせてしまおう。データは残っていないけれども、当時の判断は間違いじゃなかったんだと。何だか、その結果ありきでこの政策が決められたように私には思えるんですが、いかがでしょうか。

○国務大臣(舛添要一君) データ検証、今いろんな御指摘の問題あると思えますし、私も報告書を読みまして見直しという方向も出ていたと思えます。

一番やっぱり大事なものは、生活保護を受けている母子家庭とそうじゃない母子家庭との比較、そして根本的な考え方として丸めてぽつとこの加算金を終えるのではなくて、様々な就労支援、就学支援、そういう手を打って総合的にやろうということ、支援の手を引くということではないと思えますので、そういう方向での改革の一つの検証会議だと思っております。

○蓮舫君 いや、支援の手を引いているんです。生活保護の母子加算というのは都市部で月二万三千円、これが廃止されるといことがどれだけ大きなことか。進学をあきらめ、修学旅行をあきらめる、おなかいっぱい食べられない、自分のやりたいことを我慢する。最も痛いのは子供だし、その子供の姿を見て精神的につらいのは母親だと私は思っております。

麻生総理は鳩山民主党代表との党首討論の中で、母子家庭を支援していく視点ははっきりしている、二百億の母子加算を廃止して生活保護の母子世帯等に対する総合的な支援策をされると実は答弁されているんですが、二百億の母子加算を廃止して政府が講じた総合的な支援策は百七十八億で、額でも足りないんですね。

発議者にお伺いしますが、母子加算を復活しなくとも、この麻生総理が言うような政府の対策で十分だとお考えでしょうか。

○委員以外の議員（大河原雅子君） 今、蓮舫委員がおっしゃったとおり、百七十八億円の内訳は大変なずさんなものとなっております。

母子家庭、生活保護、母子家庭を対象としたものは、その中でも一人親世帯就労促進費だけでございまして、それは二十年度推計でわずか四十億円です。しかも、約十萬世帯の母子世帯等のうち半分の、約五割の世帯は様々な理由で就労するこ

とが困難です。一人親世帯就労促進費の支給対象にはならないということがあるわけなんです。

さらに、就労して支給対象となっている世帯でも、満額の一万円を受給するためには就労収入が月額三万円以上という壁がありまして、この満額を受給しているのはわずか三・九萬世帯。ですから、母子加算を廃止してそれに代わる総合的な支援策を立てたと政府は言うわけですが、実際には実質的に支援策は皆無と云っていい。そして、多くの母子加算世帯、この対象世帯は切り捨てられているのが状況でございます。

○蓮舫君 厚労省に確認をしますが、生活保護制度の目的というのは最低生活の保障と自立の援助でよろしいでしょうか。

○政府参考人（阿曾沼慎司君） お答えを申し上げます。

御指摘のとおり、生活保護制度は、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とするという制度でございます。

○蓮舫君 廃止した母子加算は、最低生活保障の枠内ですか、それとも上乗せですか。

○政府参考人（阿曾沼慎司君） お答えを申し上げます。

母子加算は、かつて最低生活費の一部として生

活扶助基準に上乗せして支給、給付されておりました。そういう意味では最低生活保障の枠内であると思えます。

しかしながら、最低生活費としていったん定め保障基準でございまして、国民生活の変化あるいは社会経済情勢の変化に応じて見直ししていくことは必要でございますので、見直しの結果、最低生活費が増加することもあれば下がることもあるということでございます。

○蓮舫君 枠内ですね、最低生活保障の。

そうであれば、今回、疑いのある調査なんですけれども、一般母子世帯の支出の方が生活保護の母子加算を受けている母子世帯よりも少ない。であれば、一般母子世帯の生活保障をどうするかというのを考えなければいけないのに、最低保障の枠内である母子加算を切つて、その方たちを更に貧困の枠に落としてしまうというのは、これは厚生労働省としてやってはいけないことなんじゃないですか。

○政府参考人（阿曾沼慎司君） 今回の母子加算の見直しといたしましては、専門委員会にございまして、まず最初に、一律の加算ということではなくて、ニーズに応じた、それに対応した給付というものに転換をしていこうということでございます。そういう意味で、私どもとしては今回の見直しの方向性というのは正しい方向ではないかというふう

に考えております。

○蓮舫君 大臣、確認しますが、大臣もこの方向性は正しいということでしょうか。

○国務大臣（舛添要一君） 一つは、これは私が決めて私がすぐやっているわけではない、十六年度に決めて、五年掛けて段階的にこうやっていこうということなんです。ですから、一年目に大問題が生じれば、そこで国会の場で法律を変えるとかいうようなこともできていたわけで、少しずつ変えていっていることをまず申し上げておきたいと思えます。

その上で、様々な施策で総合的にきめの細かい政策を取ると、これは間違っていないと思います。○蓮舫君 舛添大臣が決めていなくても、今廃止されたときの所管担当大臣は舛添大臣です。

で、問題が出ているんです。今日、傍聴席にも母子家庭の方もたくさん来ておられますけれども、私たちの部門会議でも実に多くの母子世帯の方たちのお母さんに話を聞きました、この母子加算がなくなると生活はどうなったか、お子さんにどういう影響が与えられているか。その声を受け止めて私たちは、やはりこれは、母子加算は復活させた方がいい、だから法案を提案させていただいて、こうして審議をさせていただいているんですけれども。

発議者に確認をしますが、今回のこの母子加算

を復活すると財源は幾らぐらい掛かるんでしょう。

○中村哲治君 下半期で今年度の場合には約九十億円掛かります。

○蓮舫君 舛添大臣にもう一回伺いたいたしますが、下半期で九十億、見直しませんか。

○国務大臣（舛添要一君） 私が先ほど五年で段階的にということを示したものは、ある一つの政策を転換するときに、激変緩和しないといけないですから、急激にやるわけにはいきません。

それで、やっぱり諸般の事情を考えると、ここに来て大変こういう問題がクローズアップされてきて、本当にお困りの方が多いというのは、母子加算の廃止だけにあるのではなくて、やはりこの未曾有の経済危機だということが背景にあり、労働環境、金融を含め経済環境も非常に悪くなっているということがありますから、そちらについての手当てをする、様々な施策をする。私は、母子加算、それを、例えば仮にですよ、復活するだけですべての問題が解決するわけでもないというように思っていますから、それは様々な施策をやる必要があると思いますから、それは総合的に今それをやっているということでございます。

○蓮舫君 いや、母子加算の廃止だけではなくて、社会保障費二千二百億円の削減が、それがすべて原因なんですよ。でも、それを進めてきたのは自民党なんですよ。政府じゃないですか。政府が

進めてきたもののしわ寄せが本当につらい方たちのところに今集まっているからそれを正そうというときに、母子加算だけの問題じゃないんだという答弁は、それはおかしいと思えます。

定額給付金の事務費に八百億掛かったんですよ。

思い付きのばらまきの事務費に八百億掛けて母子加算の二百億をひねり出せないという政治は、私はおかしいと思っています。本当に困った人たちのために政治をやっていくんであれば、私はここは思い切って考え方を変えていただきたいし、それは政治判断一つで変えられると思っています。今の与党がその判断をされないというのであれば、是非、私たちは次、総選挙で結果を受けて政権交代をしたら、すぐ実現したいと思っています。

最後に発議者に、今までのやり取りを聞いて、そして改めてこの法案をどうしても通したいんだという思いがあれば、一言。

○中村哲治君 今年の補正予算でも、この安心こども基金で一千五百億追加に予算が付けられています。その部分を九十億回すだけで実現できるんですよ。本来ならば、今いろいろと答弁ありましたけれども、母子加算を廃止するのであれば、それに対応する細かな、きめ細やかな福祉政策が必要なんです。そういうこともやらない。だから、私たちは当面の間これを実現させていただきたいということをお願いしているところでございます。

います。

以上です。

○蓮舫君 終わります。

ありがとうございます。

○紙智子君 日本共産党の紙智子でございます。

十分の質問時間ですので、答弁の方はできるだけ簡潔にお願いしたいと思います。

それで、生活保護の母子加算が就業支援の転換ということを利用して廃止をされて、十万人の一人親世帯、約十八万人の子供たちが一層の貧困を強いられているわけです。中でも、働きたくても働けないと、こういう家庭がもう困窮を極めていると思うんですね。三万人が何の代替措置もとらずに二万数千円の母子加算が廃止をされたわけですから、それがどういふことなのかということとを、私、少し具体的にお話をしたいと思うんですね。

それで、今、生存権をめぐって札幌地裁に提訴している川口さんの場合。実は、私、この方は直接お宅を訪問していろいろ事情を聞かせていただきましたし、テレビでも一度放送されて、全国放送で御覧になっている方多いと思うんですけども、子供さんが四人いらっしゃるんですね。この四人のうち三人が障害を持っているわけですよ。そして、二人は施設に入所されていると。そして、三男が重度の障害なんですけれども、この子と、

それから中学生の長女とお母さんと住んでいるわけですね。それで、三男の介護をしなきゃいけないから働けないわけですよ。そういう中で、とにかく、三男の方もかなり体が大きいからです、介護をしている間に本人も腰を痛めているんですね。椎間板ヘルニアで自分も治療しなきゃいけないと。

そういう状況の中で中学生の長女と一緒に協力しながらやっているんですけども、二〇〇七年の三月まで二万五千円あったこの加算がゼロになったわけですよ。食事以外削るところはないということ、とにかく自分は食事を一日一回というふうに切り詰めて、それでも子供たちに満足な、食べさせられないというふうに言っているわけですよ。だから、働きたくても働けない状況に追い込まれている、こういう一人親の家庭にとって、生活保護というのは最後のとりでになっているわけですよ。

心身ともに本当にダメージを受けていて、そういう中で、働けない一人親、こういう家庭はどうやってここを乗り越えたらいいのかと。もうほっておいたらもたないですよ。どうしたらいいんですか、これは。大臣にお聞きしたいと思います。

○国務大臣（舛添要一君） 個々は様々なケースがそれはあると思いますけれども、今のその生活保護の水準でいうと、まあこれ地域によって違い

ますけれども、東京の区部でいいますと、例えば母子家庭で未就労の場合でも高校生と小学生、子供のときには月額約二十七万、小学生の子供一人の場合でも月額約二十一万円ということ、それぞれ三百二十万円、二百五十万円と、この最低は保障されております。

さらに、その上で、先ほど来申し上げていますように、例えば子供の学習支援のためにクラブ活動に対する費用を小学生で二千五百五十円とか高校生で五千円、こういうのをやっていますし、それから今の病気のような話のときには、これは生活保護の場合にはきちんとそれは対応しておりますので、午前中にも申し上げましたけれども、普通のタックスペイヤーというか納税者が、それは国民は困った人をみんな助けようと思っていまして、そこまですべて納得できるという線ではないといけないと思いますし、それからこの母子加算云々だけの話ではなくて、今の場合はまさにおっしゃったように就労ということが非常に必要ですから、それは雇用をつくり出す、七千億円の基金もそのためにつくったわけですから、様々な施策をやっていくかと思っております。

○紙智子君 いろいろなことをやっているというふうにおっしゃいました、障害者の加算とか医療の問題とか。でも、それは母子加算に代わるものじゃないんですよ。

それで、やっぱり生活保護を受ける際のハードルってすごく高くて、子供の進学や将来のことを考えると、大体一人親の方は日中と夜ともう二つとか三つの仕事を掛け持ちなんですよ。とにかく、そうやってもう無理を重ねているわけです。

先日、札幌でお話聞いた女性の場合は、子供が小学三年のときに離婚されたわけですけども、朝から夕方まで介護の仕事をやって、その後は夜もコンビニで十時まで働くと。ずっとそうやって働き続けて、子供さんが中学三年になったときにとうとう体壊しちゃったんですね。こういうふう

に、自立するために必死に働いて体を壊している人や、DVの被害者や、あるいは障害があったり病気の子供がいるということに対して、経済的自立だけを強調して一律に母子加算を切るというのは母親にとっては本当につらい話で、こんなふう

に言っていますよ、まるで懲罰受けているようだと。こういうふうに言わせなきゃいけないような事態というのは本当におかしいと思うんですよ。やっぱり、より困難に置かれている子供や家庭家族を排除するようなことがあってはならないと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○国務大臣（舛添要一君） いや、だから、そういう様々なケースに対しては、それはケースワーカーにしろ、市町村の生活保護の担当の方にしろ、きめの細かい手を差し伸べなさいということと言

っているわけでありませう。

ですから、全体の大きな政策を決めるときに、納税者の御納得がいただけるような水準がどこにあるのかと。そして、先ほど来申し上げていますように、五年を掛けて段階的にやっているけど、ここに来て極めて厳しい状況だというのは、様々な経済情勢も反映している、雇用情勢も反映している、こういうところに対しての手当てもきちん

とやっているということでありませう。

○紙智子君 納税者の納得とおっしゃいますけど、多くの世論はどうしてこういうものをほっておくのかというふうになっていると思うんですよ。だから、やっぱり一人一人の実情を見ていただきたいというふうに思うんです。

それで、次に法案の提出者にお聞きしたいと思います。

政府は就労促進費で代替措置をとっていると一言うんですけれども、それでも二万数千円が一万円とか五千円に減るわけですよ。それによって生活がどうなったということになると、例えば札幌の方で、十六歳になったときにもう支給停止になったと。子供の教育費を確保するために切り詰めるだけ切り詰めて、とにかく本当に自分自身の食べるものを削り、子供にもできるだけ回したいと思うけれども十分に行かないと。で、ある男の子が、そのお母さんの子供が言うそうですよ。進学本

はしたいんだけど、それは言わずに、お母さん、僕いいよと、いいからねというふうに言われるというんですね。こんなつらい話はないわけですよ。

それで、母子加算というのは、一人親家庭であるがゆえに特別に必要な出費を補うためにあったもので、最低生活費に上乘せさせたものじゃないと思うんですよ。そういう意味で、こういうことが子供の貧困にももうつながっていくと、将来の行き先も決めてしまうということは本当に重大な問題だと思っております、この点についてお聞きしたいんですけども、この子供の貧困をずっと連鎖させていくという問題をどう考えるのか。そして、今回の法改正の意義についてお聞きしたいと思います。

○委員以外の議員（小池晃君） お答えいたしません。

今御指摘がありましたとおり、母子加算の廃止は、母子家庭の子供の就学の機会も奪い、貧困の連鎖を拡大していると思います。

先ほどより政府からきめの細かい対応が必要なんだという答弁が繰り返されているんですが、それは母子加算の上に更にきめ細かく加算をしなければいいわけであって、母子加算廃止の理由にはならないというふうに思います。

母子加算廃止に伴って、今御指摘がありました

ように、政府は一人親世帯就労促進費を導入いたしました。これは一万円ということ、母子加算二万三千二百六十円の半分にもなりませんし、そもそも今お話があったような病気や障害で働けない世帯には支給をされません。しかも、収入が三万円以下になると五千円に減額されるわけで、この不況の中で解雇が広がっていますけれども、収入の道が閉ざされると行政の助けも打ち切られるという、極めて矛盾した仕組みになっております。この結果、長男が修学旅行に行かないと言っている、高校は卒業させたいと思っっているけれども、将来が狭まってしまうとか、あるいは生活の不安から高校二年の長男が学校をやめて定時制へ入ろうか悩んでいるという声も寄せられております。

そもそも今回の母子加算の廃止ですが、消費実態調査を基にして、一般の母子世帯と比較して生活保護費の方が高いからという理由で行われたわけですが、これも先ほどから議論があるように、このデータそのものには様々な問題があつて、根拠はもう完全に崩れているというふうに言わざるを得ません。仮に生活保護費の方が高かったとしても、憲法二十五条の最低生活保障の具体化である生活保護水準以下で暮らしている母子世帯が生活保護を受給できていないことこそ行政の怠慢を示しているものであつて、母子加算を廃止する理

由には全くならないというふうに思います。

そもそも政府自身が認めておりましたように、母子加算というのは、配偶者が欠けた状態にある者が児童を養育しなければならないことに対応して、通常以上の労働に伴う被服費、片親がいないことにより精神的負担を持つ児童の健全な育成を図るための費用というふうにされていたのであつて、貧困の再生産、貧困の連鎖防止が必要というのであれば、まさに母子加算の復活こそ必要だというふうに思います。

付け加えれば、経済危機対策の中で最も苦しい人を応援することこそ求められる経済対策であつて、先ほど九十億円という話もありました。よく言われるように、アニメの殿堂百十七億円ということに使うのが経済対策なのか、やっぱりそういうお金があるのであれば一番苦しい暮らしを強いられる人を使うべきではないか。総事業費一兆円を超えるという外郭環状道路一メートル一億円と、こういったところに経済対策でお金を使うというのは全く間違ひであるというふうに思いますので、是非この法案を成立させたいというふうに思っております。

以上です。  
○紙智子君 ありがとうございます。  
今回のこの法改正で少しでも改善され、そして少しでも希望が持てるように、そのことを願つて、

質問を終わります。

○福島みずほ君 社会民主党の福島みずほです。  
四野党の皆さんが生活保護の母子加算復活法案を出してくださったことに心から敬意を表します。今日、残念ながら与党がおりません。全く理解ができません。これは、子供の貧困を私たち政治が解決をすべきであり、審議すら応じないということとは本当に理解ができないことです。これは与野党対決ではなく、生活保護の母子加算復活ということ、この参議院、衆議院で何とか可決し成立をしたいと思いますというふうに思っております。

まず、発議者に、この生活保護の母子加算復活法案を提案したそもその理由、私が最後の質問者です、答えてください。

○委員以外の議員（近藤正道君） 母子加算を完全に復活させる本法案の意義は極めて大きいというふうに考えます。

その第一の理由でございますが、母子加算の完全復活を通じて、再度、一人親世帯、母子家庭に憲法二十五条の息吹を吹き込んで、健康で文化的な最低限度の生活の水準をしっかりと確保しようとするものでございます。育ち盛りの子供の食費や衣服代を切り詰める、高校進学を断念させる、修学旅行をあきらめさせる、一人親世帯の子供たちにそんな肩身の狭い思いをこれからは決してさせない、子供たちへの貧困の連鎖を断ち切り歯止

めを掛ける、そういうものでございます。

第二に、母子加算の完全復活は、母子加算の縮減、廃止を打ち出した小泉構造改革以来の社会保障を良くし、今ほど出ました二千二百億円の削減、弱肉強食の政治と完全に決別して、新しい、人を大切に政治の実現に向け大きくかじを切る、そのことをはっきりと内外に宣言する、そういうものだというふうに思っております。

第三に、本法案の提出に当たりまして、母子加算の廃止が何ら合理的な理由、客観的な法律、事実に基づかずに強行された、それは今ほどの論議で明らかになりました。また、母子家庭の生活実態を正確にとらえるならば、極めて厳しい実態であり、本来生活保護を受けるべき多くの一人親世帯が生活保護の対象から排除されている、この理不尽な事態こそ直ちに正されなければならぬというふうに思っておりますし、我が国では生活保護の捕捉率は一五から二〇%程度という低い水準にとどまっていることも明らかにいたしました。こうしたこともありまして、我が国の子供の貧困率、明らかに増加の傾向にあって、昨年のOECDの報告によると、我が国の子供の貧困率は約一四%に達して、極めて深刻な事態であることが明らかになりました。

今回の母子加算の完全復活、これは憲法二十五条の理念をしっかりと踏まえた生活保護制度の見

直しに向けたその第一歩と位置付けることができているのではないかと私は思っております。

この数年間、母子加算の縮減、廃止によって一人親家庭、母子家庭の子供たちに長く苦しい生活を強いてまいりました。大変申し訳ないというふうに思っております。しかし、今ようやく立法府国会は子供の貧困問題と正面から向き合い、その責任を果たすところに到達をいたしました。

本法案を速やかに採決していただいて、どの子に対しても安心して学び育つ環境を保障するという参議院の意思を今こそしっかりと示していただきたいと考えております。

○福島みずほ君 生活保護制度の在り方に関する専門委員会報告書は、二〇〇四年十二月十五日に出しております。妥当であるとは言えないということですし、ここはどこも、廃止せよなんてどこにも書いてありません。見直すことが考えられるということだけなんです。にもかかわらず、二〇〇五年から段階的に母子加算を廃止をしています。

おかしいじゃないですか。見直すとしかなってないのに、なぜもう二〇〇五年から、年末ぎりぎりに報告書を出して、二〇〇五年にすぐさま母子加算の廃止なんですか。

○政府参考人(阿曾沼慎司君) 先ほど来申し上げておりますように、専門委員会の報告書では、母子加算の在り方を見直して、やはり就労支援の

方向に考えるべきではないかということでもございました。

私も、この問題は水準の問題と、やはり一律の加算という仕組みでいかどうかという二つの問題があると思っております。したがって、大臣も申し上げましたように、五年間掛けて段階的にこういう形で縮小、廃止、それに逆に、代替する形で就労の支援、あるいは教育の支援、あるいは子供に対する支援という形でやってみりました。したがって、私どもとしては、この見直しの方向というのは妥当なことではないかというふうに思っております。

○福島みずほ君 いや、全く駄目ですよ。これは、例えば就労支援に関しても、生活保護受給者等就労支援の利用者は、昨年四月から十二月で約二千人と少ない上、就労率は約六割です。自立支援プログラムは三割です。また、これ、うつ病や様々な点で働けない人たちは、この就労支援してもらえないわけですよ。

ですから、全然違うものをちよっとだけばらまいて、一律にがさつと母子加算を取ってしまったわけで、みんなは本当に悲鳴を上げています。しんぐるまざあず・ふぉーらむの赤石千衣子さんは、母子加算は塾やカウンセリング、母親の病氣など、子の将来を見据えてある程度自由に使えたと。一人親家庭に対する根本的な底支えなしに、ぼろぼ

る予算を付けても仕方ないというふうに答えていきます。

発議者の皆さん、どうですか。厚労省の政策では全く駄目だと思いますが、いかがですか。

○委員以外の議員（近藤正道君） 全くそのとおり、付け加えるようなことはございません。

厚労省の説明に一点の正当性もないと、私はそういうふうに思っております。

○福島みずほ君 現在の生活保護のことにしても様々な問題点があります。

車を保育園の送迎、食料品、日用品の買い物、通勤、職業訓練、求職などのために使うことが必要だと。特に地方都市ですと、バスが半日に一本とか、ないんですね。車を売っても五万とか一万円という中古車を資産扱いすることは問題ではないか。特に地方都市で車を手放すということになると、実は生活ができない、こういうところなどを見直すべきだと考えますが、いかがですか。

○政府参考人（阿曾沼慎司君） 生活保護制度における自動車の保有の問題でございますが、一般家庭との均衡、あるいは自動車の維持費などの問題もございまして、原則として保有を認めていないというのが原則でございます。しかしながら、保育所の送迎とか通勤とか求職活動のための自動車につきましては、公共交通機関の利用が著しく困難な場合、例えば大変非常に過疎の地域とい

ますか、そういうようなケースの場合には自動車の保有とか使用を認めております。

なお、平成二十年度、二十一年度におきまして、自動車の保有に関する取扱いに関する関係通知等を改正しまして、保有要件等の緩和を行っておりますので、引き続き実態に即して、地方自治体の意見を聞きながら検討してまいりたいというふうに思っております。

○福島みずほ君 今日、就労促進費のことがよく出ておりますが、病气、介護、障害のある方々で働いていないと、これは就労促進費が出ないのですから、ここもどうか、最も困窮しているところ、ドメスティック・バイオレンスに遭つたりとか、最も困窮しているところに就労促進費が出ない。ここに母子加算がちゃんと出ればやっていけると思っています。

大臣、二千二百億円社会保障費カット、おかしんじゃないかという点で、いつも意見が一致しておりますね。そして、私はその中でも、社民党は子供の貧困ゼロ社会へ、どんな子供も確かなスタートが切れる。どんな地域でどんな親の元に生まれても子供が希望を持てるって一番大事なことで、しかも、子供の一日、半年、一年、取り返しが付かないと思います。

大臣、もうこれはメンツとかそういうことではなく、生活保護の母子加算、百九十億じゃないで

すか。今日も出ています。もっと、例えばエコカー、中央官庁が買うのに五百億、六百億使う。優先順位が違うわけですよ。

厚生労働省では、生活保護の母子加算、これ、復活させる、何らかの形で復活される、決断してください。

○国務大臣（舛添要一君） まあ二千二百億円、これは来年度はもうなくなるということでありますんで、そこはもうそういう形で政府で決めますから、二千二百億円の削減はありません。

したがって、そういう方向でやりますけれども、しかし、私が申し上げているのは、福祉社会はどういう形の福祉社会を描かないといけないか。それは、私も母子家庭で苦勞したから、私が苦勞していた一九六〇年代に比べれば相当な施策をやっていますよ。そういう中で、負担と給付の関係をどうするかということを考えないと、どんどんどんどん税金が増えていくならば、それはだれが払うんですかということになるから、そこは議論をして、大きなブランドデザインをやつぱり描きたいと思えますから、ちよつと今日はこれはもう時間がありませんけれども、そういうことを本格的に議論するべき時期に来ているということを上上げて、簡単ですが、答弁に代えます。

○福島みずほ君 本格的な議論をすべきだということにおっしゃいました。これ、巨額じゃないじ

やないですか、百九十億ですよ。福祉がまさに必要なところなんです。子供じゃないですか、母子家庭じゃないですか、生活困窮世帯ですよ。ここに百九十億田出せない日本の政治は、これこそ政治の貧困ですよ。

これを一緒に変えましょう。というか、私たちが変えますと言うべきか分かりませんが、とにかく今国会で何とかこの法案が成立するよう、与野党問わず、政府も問わず努力をしていくべきだということをお願い、私の質問を終わります。

○委員長（辻泰弘君） 他に御発言もないようです。すから、質疑は終局したものと認めます。

本法律案は予算を伴うものでありますので、国会法第五十七条の三の規定により、内閣から本法律案に対する意見を聴取いたします。舛添厚生労働大臣。

○国務大臣（舛添要一君） 参議院議員中村哲治君外八名提出の生活保護法の一部を改正する法律案につきましては、政府としては反対であります。

○委員長（辻泰弘君） これより討論に入ります。別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

生活保護法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（辻泰弘君） 全会一致と認めます。よ

って、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○委員長（辻泰弘君） 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長（辻泰弘君） 理事の辞任についてお諮りいたします。

蓮舫君から、文書をもって、都合により理事を辞任したい旨の申出がございました。これを許可することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○委員長（辻泰弘君） 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

この際、理事の補欠選任を行いたいと存じます。理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○委員長（辻泰弘君） 御異議ないと認めます。

それでは、理事に川合孝典君を指名いたします。本日はこれにて散会いたします。

午後一時五十五分散会